

Q



所得拡大促進税制が変わると聞いたのですが、どう変わるのか教えてください。

A



持続的な賃上げを促す観点から、新規雇用ではなく賃上げに着目し、賃上げた企業について、その賃上げ金額の一定割合を税額控除できる措置が講じられました。

●改正概要●

適用要件の緩和と拡充

減税

増税

現行制度

適用の要件

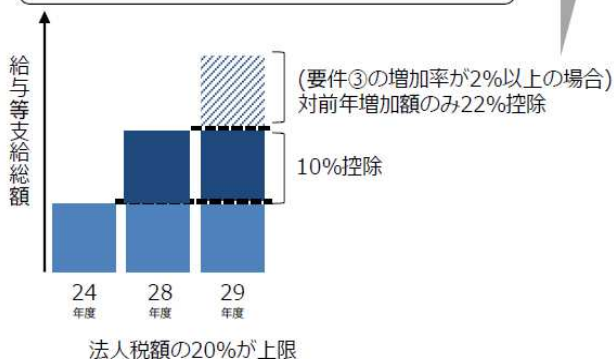
【要件①】  
給与等支給総額が対基準年度（平成24年度）比で3%以上増加

【要件②】  
給与等支給総額が前年度以上

【要件③】  
平均給与等支給額が前年度を上回る

税額控除

給与等支給総額の対基準年度増加額の10～22%の税額控除



出典：中小企業庁  
一部加筆修正

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

適用の要件

【要件①】給与等支給総額が前年度以上  
基準年度との比較要件は撤廃

大企業は3%以上

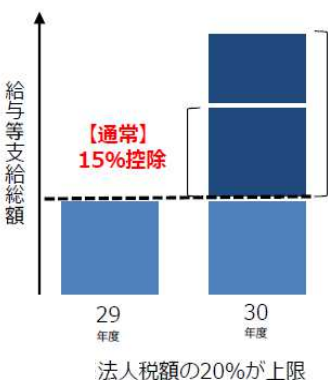
【要件②】平均給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加  
なお、計算方法を簡素化

大企業は国内設備投資額要件が追加  
国内設備投資額 $\geq$ 当期減価償却費 $\times$ 90%

税額控除

【通常】給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除

【上乗せ】一定の要件(※)を満たす場合は25%の税額控除



<※上乗せ要件>

要件②の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと

- 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

大企業は対前年度比1.2倍以上  
(過去2期の年平均額20%以上増加)

～ざっくり用語の意味～

給与等支給総額・・・国内従業員（役員等を除く。パート等を含む。）に対して支払う全ての給与・賞与などの合計額

平均給与等支給額・・・正社員や勤務時間の長いパート等の雇用保険被保険者である継続雇用者(注)に対して支払う一人当たりの給与・賞与などの金額

(注) 改正前は、前事業年度の新規雇用者、当該事業年度の退職者など、両期間中1回でも給与等の支給があった者が対象となっていました。改正後は、前事業年度の期首から当該事業年度末まで継続して勤務している者に改正されています。

平成30年4月1日以後に開始する事業年度について適用開始

POINT



今回の改正により、**新設法人の適用が対象外**となりましたので、設立初年度は適用要件を満たさないこととなるため、適用ができません。なお、2期目についても設立時から雇用しなければ継続雇用者に該当する者がいないこととなりますので、実質的には適用は難しいと考えられます。